

(会長声明)

## 生活保護費引下げ違憲訴訟 名古屋高裁金沢支部判決を支持する

2025年9月18日

石川県保険医協会

会長 三宅 靖

2025年9月17日、名古屋高等裁判所金沢支部は生活保護基準引下げ処分の違憲・違法が争われた訴訟において、同処分が違法であると宣言し、金沢地裁第一審判決のうち保護費減額処分の取消請求を棄却した部分を取消し、原告の請求を認容する判決をくだした。

この裁判は、石川県在住の生活保護利用者4名（うち1名は控訴審係属中に逝去）が、2013年からの3回にわたる生活保護基準の引下げは違憲・違法であるとして、国及び居住地である金沢市に対して基準引下げに基づく保護変更処分の取消しを求めたものである。この保護基準見直しは、生活保護利用世帯の受給額に平均6.5%、最大10%もの引下げをもたらし、「健康で文化的な生活」が著しく脅かされることとなった。本訴訟と同趣旨の訴えは全国29力所で約1000人の原告が提起しており、本年6月27日には、大阪府内及び愛知県内の生活保護利用者が提訴した同種訴訟の上告審において、本判決と同様の判断が示されていた。

生活保護基準の設定は厚労大臣の裁量に委ねられるが、完全なる自由裁量ではなく厚労大臣に許される裁量の範囲から逸脱、濫用が認められる場合には違法となる。国は保護基準見直しの理由として、①「デフレ調整」（物価指数の下落に応じた引下げ）と、②「ゆがみ調整」（所得下位10%層との消費実態の比較による見直し）を挙げている。一方、原告側は、厚労大臣の裁量逸脱に係る多くの主張をしているが、特に「デフレ調整」に対しては、そもそも保護基準設定において物価考慮は制度の枠外であること、保護基準を検討する政府の検討会においても物価考慮の議論がされていないこと、物価下落率の計算方式が恣意的であるなどの主張を合理的・客観的に述べていた。その上で、生活保護の老齢加算最高裁判決で示された「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」との判断基準に照らして、今回の基準引下げは厚労大臣の裁量から逸脱、濫用しており違法であると主張していたが、第一審判決では退けられていた。

対して、本判決では、上記の判断審査過程を採用した結果、「デフレ調整」について、専門的知見との整合性を欠き、厚労大臣の判断過程及び手続に過誤、欠落があったとして、保護費減額処分は違法であるとの判断を示し、第一審判決を覆した。憲法25条に基づくるべき医療保障制度をめざし、地域医療に日々従事する医師・歯科医師の立場から、本判決を支持する。

国及び金沢市には、本判決を真摯に受け止め、上告せず本判決を確定させることを求める。また、提訴した原告のみならず保護費減額処分により被害を受けたすべての生活保護利用者及び元利用者に対して、速やかに謝罪を行うとともに、本件引下げ前の基準により受給するべきであった保護費と実際に支給された支給額との差額を支給するなど、原告らの被害回復措置を速やかに講じるよう強く求める。

最高裁判決後、厚労省は新たに専門家委員会を設置して今後の対応について検討を行っているが、いまだ国から原告らに対する謝罪や被害回復措置の具体化、再発防止措置は示されていない。早期の全面的解決に向けて、現在も全国で係争中の同種訴訟について引き続き支援するとともに、すべての人が「健康で文化的な生活」を保障される制度を目指した取組みを継続する決意である。